

小笠原村滞在型観光促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 小笠原村滞在型観光促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、小笠原村補助金等交付規則の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 滞在型観光の促進と新型コロナウイルス感染症対策のための「新しい生活様式」による観光を促進することにより、観光振興を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に定める者とする。

(1)小笠原村内において観光事業を営む個人、または法人

(2)本土から小笠原村へのツアー商品を販売する旅行業登録を有する旅行者

(3)その他、小笠原村長が適当と認める者

(対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象である事業の内容及びその補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し村長に提出しなければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)その他村長が必要と認めるもの

(報告及び調査)

第6条 村長は、補助金に関し必要があるときは、補助金の交付を受けようとする

る補助事業者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項について調査することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、第5条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付することを適当と認めたときは、補助金の額を決定しすみやかにその旨を補助事業者に補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があり、補助金の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に取下申出書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更申請書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の変更を承認したときは、すみやかに変更交付決定通知(様式第5号)するものとする。

3 前項の承認をする場合において村長は、必要に応じて交付の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助金の請求及び交付)

第10条 第7条又は前条第2項の規定により通知を受けた補助事業者は、請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を交付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)申請書(様式第7号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業終了後30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、やむをえない事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず報告書の提出期限を定めることができる。

(補助金額の確定)

第13条 村長は、前条の規定により補助事業者から実績の報告があったときは、すみやかに審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定しその旨を補助事業者へ通知(様式第9号)しなければならない。

(決定の取り消し)

第14条 村長は、次の各号の一に該当したときは、補助金決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があったとき

(2)補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱にもとづく村長の処分若しくは指示に違反したとき

(3)補助金を他の用途に使用したとき

(4)補助金の交付に必要な書類等に、事実と異なる記載をし不当に補助金の交付を受けたとき

(5)第12条の規定による実績報告において、事実と異なる報告をしたとき

(6)交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継承する必要がなくなったとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 前条の規定により、補助金の決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているとき、又は補助金額の確定に際し、返還すべき補助金が生じた場合においては、補助事業者は、村長の指定する日までにそれを返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 第14条の規定により、補助金の決定の全部または一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項の規定に定める年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第17条 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額はまず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 第16条第2項の規定により、延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助の対象経費によって取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限等)

第20条 補助事業者は、補助金により取得した財産等を処分しようとするときは、

村長の承認を受けなければならない。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、法令を勘案して村長が別に定める期間とする。
- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を村に納付させることがある。

(帳簿の整備保管)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに、補助事業終了後の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。